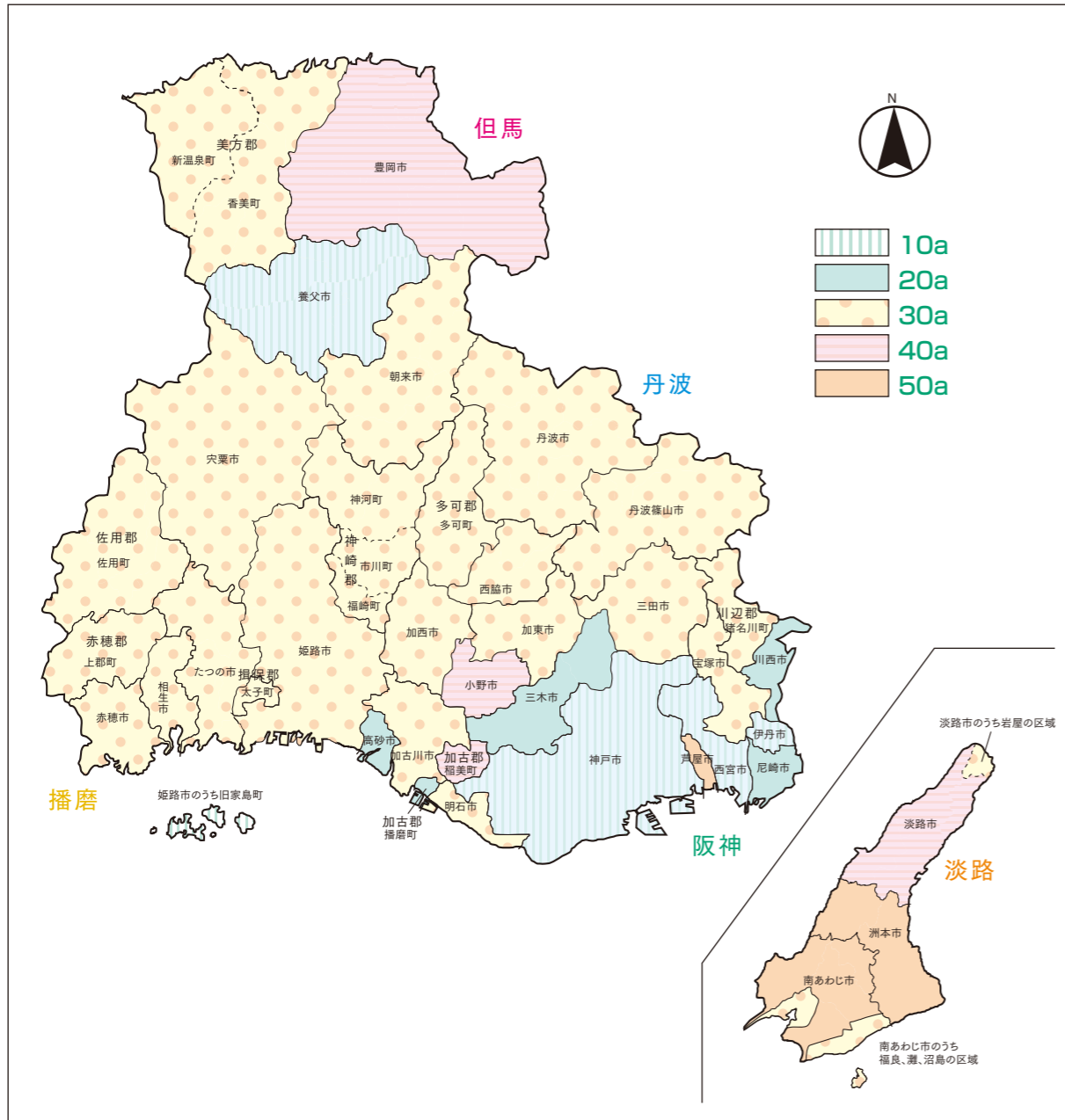


# 農地法下限面積



農地法第3条第2項第5号括弧書の規定による別段の面積一覧表

令和2年3月31日

農林名	市町名	農業委員会名	別段の面積	左に掲げる別段の面積を適用する区域
神戸	神戸市	神戸市農業委員会	10a	神戸市
	尼崎市	尼崎市農業委員会	10a	尼崎市
阪神	西宮市	西宮市農業委員会	5a	西宮市のうち、鷺林寺1丁目、鷺林寺2丁目、鷺林寺町の区域
			10a	西宮市(鷺林寺1丁目、鷺林寺2丁目、鷺林寺町を除く。)
	芦屋市	-	20a	芦屋市のうち、六麓荘町、朝日ヶ丘町、岩園町の区域
			50a	芦屋市(六麓荘町、朝日ヶ丘町、岩園町の区域を除く。)
	伊丹市	伊丹市農業委員会	10a	伊丹市
	宝塚市	宝塚市農業委員会	10a	宝塚市のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項による市街化区域
			30a	宝塚市(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項による市街化区域を除く。)
	川西市	川西市農業委員会	10a	川西市
三田市	三田市農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地	
		30a	三田市のうち1㎡区域を除く区域	
猪名川町	猪名川町農業委員会	30a	猪名川町	
加古川	明石市	明石市農業委員会	10a	都市計画法第7条第1項による市街化区域
			30a	市街化調整区域

農林名	市町名	農業委員会名	別段の面積	左に掲げる別段の面積を適用する区域
加古川	加古川市	加古川市農業委員会	概ね1~5a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			20a	加古川市のうち、加古川町、野口町、平岡町、尾上町、別府町及び米田町の区域
			30a	加古川市(加古川町、野口町、平岡町、尾上町、別府町及び米田町の区域を除く。)
	高砂市	高砂市農業委員会	20a	高砂市
	稲美町	稲美町農業委員会	40a	稲美町
加東	播磨町	播磨町農業委員会	20a	播磨町
	西脇市	西脇市農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	西脇市のうち1㎡区域を除く区域
	三木市	三木市農業委員会	20a	三木市
	小野市	小野市農業委員会	1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			40a	小野市のうち1a区域を除く区域
	加西市	加西市農業委員会	1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	加西市のうち1a区域を除く区域
	加東市	加東市農業委員会	30a	加東市
	多可町	多可町農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
30a			多可町のうち1㎡区域を除く区域	
姫路	姫路市	姫路市農業委員会	10a	姫路市のうち、家島町宮、家島町真浦及び家島町坊勢の区域並びに都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項による市街化区域
			30a	姫路市(家島町宮、家島町真浦及び家島町坊勢の区域並びに都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項による市街化区域を除く。)
	市川町	市川町農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
	福崎町	福崎町農業委員会	30a	市川町のうち1㎡区域を除く区域
			1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
	福崎町	福崎町農業委員会	30a	福崎町のうち1㎡区域を除く区域
			1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
	神河町	神河町農業委員会	10a	神河町のうち1a区域を除く下記の区域 新田、作畑、大畑、越知、岩屋、猪篠、上小田、川上、長谷、栗、刈
30a			神河町(上記以外の区域)	
相生市	相生市農業委員会	30a	相生市	
赤穂市	赤穂市農業委員会	1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地	
		30a	赤穂市のうち1a区域を除く区域	
光都	宍粟市	宍粟市農業委員会	1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			10a	1a区域を除く次の区域 宍粟市山崎町のうち、梯、大谷、上ノ(上ノ字北尾及び市道細野線以北の地域)、小茅野、塩山、大沢、塩田、一宮町のうち福知、繁盛地区(上野田、百千家満、草木、千町、黒原、井内、横山、倉床)、波賀町のうち野尻以北(野尻、原有賀、原、日ノ原、音水、引原、鹿伏、戸倉、道谷)及び千種町のうち西河内、奥西山、西山、七野、下河野、鷹巣
	たつの市	たつの市農業委員会	30a	宍粟市(上記以外の区域。)
			1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
	たつの市	たつの市農業委員会	30a	たつの市のうち1㎡区域を除く区域
			30a	たつの市
	上郡町	上郡町農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
	上郡町	上郡町農業委員会	10a	上郡町のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項による市街化区域
30a			上郡町(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項による市街化区域を除く。)	
佐用町	佐用町農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地	
		30a	佐用町のうち1㎡区域を除く区域	
豊岡	豊岡市	豊岡市農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			40a	豊岡市のうち1㎡区域を除く区域
	香美町	香美町農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
新温泉町	新温泉町農業委員会	30a	香美町のうち1㎡区域を除く区域	
		30a	新温泉町	
朝来	養父市	養父市農業委員会	1a(1㎡)	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			10a	養父市のうち上記区域を除く区域
	朝来市	朝来市農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
丹波	丹波篠山市	丹波篠山市農業委員会	30a	朝来市のうち1㎡区域を除く区域
			1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
	丹波市	丹波市農業委員会	30a	丹波篠山市のうち1㎡区域を除く区域
			1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			10a	丹波市の区域のうち1aの区域を除く下記の区域 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号により農用地区域に指定された区域以外の区域
洲本市	洲本市農業委員会	30a	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号により農用地区域に指定された区域	
		50a	洲本市全域	
洲本	南あわじ市	南あわじ市農業委員会	30a	南あわじ市のうち、福良、灘、沼島の区域
			50a	南あわじ市(福良、灘、沼島の区域を除く。)
	淡路市	淡路市農業委員会	30a	淡路市のうち、岩屋の区域
淡路市	淡路市農業委員会	40a	淡路市のうち、塩田、志筑、中田、生穂、佐野、大町、仁井、野島、富島、浅野、育波、室津、尾崎、郡家、多賀、江井、山田、釜口、飯屋、浦及び楠本の区域	